

平成28年11月24日

〒451-0046

名古屋市西区牛島町4-1

株式会社 アルカンシエル 御中

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28-2

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

TEL : 052-734-8107 FAX : 052-734-8108

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私どもは、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体は、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けております。

さて、今般、貴社の互助会会員契約について、消費者保護の観点から検討をさせていただいた結果、条項等につき、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる文言がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成28年12月26日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項－アイテムキャンセル規定

第1 「衣装 2 レンタル衣装・レンタル小物」

(1) 前撮り及び予定日当日に利用される衣装等

①申込日から起算して11日目～前撮日の10日前：代金の10%、②前撮日の9日前～前撮日の前日：代金25%、③前撮日当日～予定日の10日前：代金の50%、④予定日の9日前～前日：代金の80%、⑤当日：代金の100%

(2) 予定日当日のみで利用される衣装等

①申込日から起算して11日目～予定日の40日前：代金の10%、②予定日の39日前～予定日の30日前：代金の25%、③予定日の29日前～予定日の10日前：代金の35%、④予定日の9日前～予定日の前日：代金の50%、⑤当日：代金の100%

(3) 前撮りのみで利用される衣装等

①申込日から起算して11日目～前撮日の10日前：代金の10%、②前撮日の9日目～前撮日の前日：代金の50%、前撮日当日：代金の100%

※MIKIMOTO・スワロフスキー商品は、(1)～(3)全ての場合でご利用日の30日前から代金の100%となります。

1 申入れの趣旨

レンタル商品につき各取消時期における取消料を定める部分について、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えない額となるよう見直しをしてください。

2 申入れの理由

(1) 消費者契約法9条1号

本条項は、レンタル契約の解除に伴う損害賠償の額を予定又は違約金を定める条項といえるため、解除の事由、時期等の区分に応じ、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えて消費者に取消料を負担させることとなる部分については、消費者契約法9条1号に反し、無効となります。

(2) 本条項の検討

ア (1)前撮り及び予定日当日に利用される衣装等について

本条項によれば、例えば、消費者が前撮日の半年以上前に取消をした場合でも、消費者は商品レンタル価格の10%を支払わなくてはならない場合があることとなりますが、貴社には、他の消費者に当該レンタル商品を貸すことのできる営業機会が十分保障されており、貴社の損害を観念する余地はないといえます。

また、仮に、予定日10日前の取消の場合であっても、補正の必要がない又は簡単な補正で足りるレンタル商品の場合には、他の消費者への営業機会の喪失に対する影響は小さく、貴社に商品レンタル価格の50%もの損害が生じるとは考えられません。

さらにいえば、予定日の9日前や当日にキャンセルされたとしても、貸出のサイクルが比較的短い商品の場合には、他の消費者への営業機会の喪失に

対する影響は小さい上、着用していないために不要となるクリーニング代等の費用もあり、貴社にそれほどの損害が生じるとは考えられません。

したがって、申込後11日目以降の取消料を定めた本条項は、貴社に生じる平均的損害を超える部分につき、無効です。

イ (2) 予定当日のみで利用される衣装等

本条項の場合には、レンタル申込日11日目以降40日前までの取消料につき、代金の10%とする旨定めています。しかし、40日前であれば、披露宴予定日から1ヶ月以上前のキャンセルですので、別の顧客による申込みがなされる可能性が高く、貴社に対し実質的な損害が生じているとは考えられません。

また、前述したように、予定日の9日前や当日にキャンセルされたとしても、クリーニング代が不要になるなど、貴社にそれほどの損害が生じるとは考えられません。

したがって、申込後11日目以降の取消料を定めた本条項は、貴社に生じる平均的損害を超える部分につき、無効です。

ウ (3) 前撮りのみで利用される衣装等についての取消料につきましても、上記ア、イと同様の理由により、貴社にそれほどの損害が生じるとは考えられません。

したがって、申込後11日目以降の取消料を定めた本条項は、貴社に生じる平均的損害を超える部分につき、無効です。

エ MIKIMOTO・スワロフスキー商品についてですが、全ての場合で利用日の30日前から代金の100%のキャンセル料がかかるとされています。しかし、30日前のキャンセルと前日のキャンセルとで、他の消費者への営業機会の喪失に対する影響が同じとはいえないことから、貴社にそれほどの損害が生じるとは考えられません。

したがって、利用日の30日前から代金の100%の取消料を認めた本条項は、貴社の平均的損害を超える部分につき、無効です。

第2 「美容 4 ネイル等のオーダー品」

① 申込日から起算して4日目以降：代金の100%

1 申入れの趣旨

ネイル等のオーダー品の取消料を定める部分について、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えない額となるよう見直しをしてください。

2 申入れの理由

(1) 消費者契約法9条1号

本条項は、契約の解除に伴う損害賠償の額を予定又は違約金を定める条項といえるため、解除の事由、時期等の区分に応じ、貴社に生ずべき平均的損害の額を超えて消費者に取消料を負担させることとなる部分については、消費者契約法9条1号に反し、無効となります。

(2) 本条項の検討

申込日から起算して4日目以降のキャンセルについて一律100%とされていますが、4日目以降であれば、予定日から半年以上前であっても100%ものキャンセル料がかかること、また、オーダーされていないネイルが作成されていない期間でのキャンセルの場合も多いと考えられます。

そうであれば、貴社にそれほどの損害が生じるとは考えられません。

したがって、本条項は、貴社の平均的損害を超える部分につき無効といえます。

以上